

Business Certificate news

No.: TCCI-0029

Date: 2012年7月10日

申請者各位

「原産地証明書典拠インボイスの記載事項」についてのお願い

原産地証明書御申請時に提出頂く典拠インボイスの記載事項につき、昨今、適正に作成されていないケースが散見されます。

原産地証明書は、申請者の便宜を図るため、実務的には典拠のコマーシャル・インボイスを唯一の典拠書類として発給しています。従って、適正に作成された典拠インボイスを提出頂けない場合、原産地証明書の発給はお断りせざるを得ませんので、ご注意ください。

以下、代表的な不適正事例を申し述べますのでご参照いただき、御申請にあたってはコマーシャル・インボイスとしての適正な内容・形式を整えた典拠インボイスを提出頂きますようお願い致します。

- * BUYER の記載がなく、CONSIGNEE のみ記載

⇒BUYER は必須記載事項です。

コマーシャルインボイスは請求書であるため。

- * 署名位置が記載事項の途中にある

⇒署名は記載事項の最後に入れてください。

署名は署名者が記載事項を確認した印です。途中の署名では、署名位置以降の記載事項に対し責任を負わない意味になります。

- * アタッチ・シートありの記載がないまま、アタッチ・シートを添付

⇒アタッチ・シートがある場合、インボイスに「as per attached sheet(s)」等の表記を入れてください。

記載がない場合、本体の連続ページと見做され、アタッチ末尾に署名が必要となる場合があります。

尚、典拠インボイスについての注意事項詳細は、東京商工会議所の以下 HP をご参照ください。

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/country_of_origin/coo04.html

【本件担当】

東京商工会議所 証明センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2

TEL:03-3283-7615 FAX:03-3201-6265

発行：東京商工会議所 証明センター

Tel:03-3283-7610 / Fax:03-3201-6265

URL: <http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/main.html>